

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

平成23年2月23日

奈良県知事 荒井 正 吾

1 業務の概要

(1) 業務名

大型ディスプレイ情報発信業務委託事業【ふるさと雇用再生特別対策事業】

(2) 業務の目的

県内主要駅や商業施設等に設置する大型ディスプレイにおいて、県内各地の旬の観光情報を発信し、誘客、周遊促進を図るための情報発信を行う。

別途構築する大型ディスプレイ情報発信ネットワークシステムの管理業務、県内の映像取材等の情報収集業務、及びコンテンツ制作業務を行う事業者を募集します。

(3) 業務の内容

ア 大型ディスプレイ情報発信ネットワークシステムの情報コンテンツ発信業務、システムの運用経費等の管理業務

イ 県内の旬の観光情報に関する取材及び編集業務（ハイビジョン撮影を含む。）

ウ 大型ディスプレイ等で発信する情報コンテンツの制作業務

(4) 業務の仕様等

6の(2)により配布する「大型ディスプレイ情報発信業務委託事業募集要項」（以下「募集要項」という。）及び「大型ディスプレイ情報発信業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によります。

(5) 契約期間

契約締結日から平成24年3月31日まで

(6) 予算額

23,051千円（消費税及び地方消費税込み）

※ただし、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止等の措置を行う場合があります。

(7) 事業実施に係る要件

委託事業に係る経費のうち、新規雇用する予定の失業者に向けられる人件費の割合は、2分の1以上であること。

2 応募資格

以下の内容を応募時点ですべて満たしていることを要件とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する法人等でないこと

(2) 国税及び地方税を滞納していない法人等であること

(3) 奈良県から指名停止を受けている法人等でないこと

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている法人等でないこと

(5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない法人等であること

(6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと

(7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと

(8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団

- の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと
- (9) (7) 及び (8) 並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと
- (12) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示 4 2 5 号）による競争入札参加有資格者で、営業種目：Q 3 映画制作業務で登録をしている者であること

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 募集要項の応募資格に定めた資格が備わっていないとき
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (6) そのほか不正な行為があったとき

4 提案書等の評価

提案書等の評価は、「大型ディスプレイ情報発信業務受託者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）により、次の評価項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とします。

- (1) 大型ディスプレイ情報発信ネットワークシステムの管理を確実に履行できるものであること
- (2) ハイビジョン動画の撮影、編集等をできるものであること
- (3) 情報コンテンツの制作をできるものであること
- (4) 事業の実施要件（失業者の新規雇用）が満たされていること など

5 最優秀提案者の選定

4により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。ただし、評価結果によっては選定しないことがあります。

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒 630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県地域振興部文化観光局観光振興課

電話番号 0742-27-8482

ファクシミリ 0742-27-7744

電子メールアドレス kanko@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

平成23年2月23日（水）から同年3月15日（火）までの間に、(1)の担当部局またはインターネットのホームページ（http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-23166.htm）から入手してください。ただし、(1)の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）となります。

（3）質問の受付

この公告による選定について質問がある場合は、募集要項に基づき「大型ディスプレイ情報発信業務委託事業募集要項等に係る質問票」（様式4）を作成し、平成23年3月4日（金）午後5時までに（1）のファクシミリまたは電子メールアドレスに提出してください。

（4）参加表明書の提出

本件業務に係る提案書等の提出を希望する場合は、募集要項に基づき「大型ディスプレイ情報発信業務受託者公募に係る参加表明書」（様式5）を作成し、平成23年3月15日（火）午後5時までに（1）のファクシミリまたは電子メールアドレスに提出してください。

（5）提案書等の提出

募集要項に基づき「大型ディスプレイ情報発信業務受託申込書」（様式1）等の提出書類を作成し、平成23年3月18日（金）までに（1）の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出してください。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調のときは、4により順位付けられた優秀提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

また、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、契約手続きについて停止等の措置を行う場合があります。

8 その他

この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とします。

提出された提案書等は返却しません。

詳細は、募集要項及び仕様書によります。